

8月14日（木） 11:00発表

記者発表資料



平成26年8月14日
内閣府（防災担当）

平成26年台風第12号及び第11号による災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（徳島県）

- 平成26年台風第12号及び第11号による災害について、徳島県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が公益財団法人都道府県会館から支給される。

該当区域	支援法 適用日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全 壊	半 壊	床上浸水
那賀郡 那賀町 (なかぐん なかちょう)	8月9日	第1条第1号	調査中	調査中	257

- 1 上記の数値は平成26年8月13日（水）17時00分現在の徳島県からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村における自然災害）に該当することによる。

- ※ 那賀郡那賀町の人口は、平成25年3月31日時点で9,726人であり、人口5,000人以上15,000人未満であることから、滅失40世帯以上で同号に該当。
(滅失1世帯＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯)

※ 徳島県においても同時発表。

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付
北村, 外山

TEL 03-5253-2111（内線51403）
03-3501-5696（直通）